

## 高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金Q & A

令和元年7月現在

Q1. 三世代同居となるため、自己居住用の新築住宅を建てました。平成28年12月に工事請負契約を締結し、平成29年4月に施工完了しました。この場合は、補助対象となりますか？

A1. 工事請負契約日が平成29年4月1日以前であるため、補助対象とはなりません。

---

Q2. 平成29年3月に自己居住用の中古住宅の売買契約を締結し、平成29年4月から三世代で同居を始めた場合、補助対象となりますか？

A2. 売買契約日が平成29年4月1日以前であるため、補助対象とはなりません。

---

Q3. 三世代同居となるため、自己居住用の新築住宅を建てる予定です。平成29年5月に工事請負契約を締結しましたが、住宅完成予定が平成29年11月の予定です。この場合は、補助対象となりますか？

A3. 工事請負契約日が平成29年4月1日以降であるため、補助対象となります。

---

Q4. 平成29年3月に4人目の子どもが生まれ、18歳未満の子どもが4人いる多子世帯となりました。平成29年4月に自己居住用の中古住宅の売買契約を締結しましたが、補助対象となりますか？

A4. 売買契約日が平成29年4月1日以降であるため、補助対象となります。なお、18歳未満の方が4人以上であり、中古住宅の取得であるため、それぞれ10万円の加算が認められ、50万円（最大）の補助対象となります。

---

Q5. 今年度、子どもが産まれたので、子育てを助けてもらうため、親世帯の住宅の近くに新築住宅を建てる予定です。三世代近居に該当する場合、両住宅間の距離はどのくらいの範囲であれば補助対象となりますか？

A5. 親の世帯と子の世帯がそれぞれ居住する住宅が市内にあり、かつ両住宅が高萩市立小中学校の学区に関する規則による同一の中学校区にあること、又は両住宅間の直線距離が2キロメートル以内であれば、補助対象となります。補助金交付申請時に、両住宅間の距離が分かる書類を添付してください。

---

Q6. 三世帯同居を行うため、現在住んでいる住宅の全面改築を行いました。補助対象となりますか？

A6. 新築住宅とは認められませんので、補助対象とはなりません。

---

Q7. 自己居住用の分譲マンションの取得でも補助対象となりますか？

A7. 賃貸でなく、売買による取得であれば、補助対象となります。

---

Q8. 住民票上、世帯分離していても同居と言えますか？

A8. 三世帯で同一の住宅に居住していることが確認できれば、三世帯同居と認めます。

---

Q9. 1階が店舗で、2階が住居となっている住宅を取得します。この場合でも補助対象となりますか？

A9. 店舗併用住宅は、住居部分と非住宅部分との面積比率により当該費用を按分し、住宅部分に係る額を補助対象経費とみなします。

---

Q10. 補助金はいつもらえますか？

A10. 補助対象事業の完了（住宅の引渡及び所有権保存（移転）の建物登記、取得した住宅への住民登録）をしてから、工事若しくは売買に係る領収書又は支払を証明する書類の写し及び建物登記簿の全部事項証明書、対象住宅の写真とともに高萩市三世帯同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助事業完了報告書兼補助金請求書（様式第3号）等を市に提出していただく必要があります。提出された請求書等により市が審査を行い、適当と認めた場合に1ヶ月程度で補助金を口座に入金します。なお、請求は令和2年3月末日までとなります。

---